

## 「信教の自由を守る日」をおぼえ…政教分離・平和・天皇代替わり

平良 仁志（日本バプテスト連盟堺キリスト教会牧師）

### ■バプテストとしての信仰的課題・証し

教会は信仰共同体だから信仰的言動を行う。が、それは「神のみ旨に反する」ような政治状況では、結果的に政治や政治権力(者)への批判にならざるを得ない(ルカ 3:19、使徒行伝 4:19,5:29)。

「国家は救いに招かれている全ての人間の尊厳を守るべきであるが、決して良心の主となることはできない。良心の主は神のみである。信仰による良心の自由および政教分離の原則を主張する。教会は国家に対して常に目を注ぎ、このために祈り、神のみ旨に反しない限りこれに従う」(日本バプテスト連盟信仰宣言)とあるように、バプテストの信仰的特長は、自覚的信仰と、それを確保するための良心や信教の自由・政教分離の原則の主張にある。17Cの英国に出現したバプテストは、当初から「信仰は国王の介入することではない」、「諸個人の良心の自由を賦与することこそ統治者の義務であり、諸個人の良心の自由の賦与なくしては、他のあらゆる自由は自由と名づけるに値しない」、「万人に対して信教の自由(信仰を持たない人の自由も)が保障・擁護されるべきだ」と主張してきた。良心や信教の自由を初めとする様々な自由や人権を侵し、平和を破壊する「神のみ旨に反する」動きに反対するのは、教会・キリスト者としての信仰的課題・証し・祈りである。



### ■2月11日を「信教の自由を守る日」とする理由

戦前の2月11日は「紀元節」と呼ばれた神権天皇制軍国主義の中心的な祭日で、学校では校長が御真影(天皇の写真)と日の丸の下で教育勅語を朗読し、君が代斉唱、虚構の「神武天皇東征」や「皇室のありがたさ」等が説かれ、「神国日本」というような偏狭なナショナリズムが植えつけられた。また、神権天皇制軍国主義の精神的支柱として創出された国家神道・靖国

神社(従って日本の伝統文化などではない)は、戦争被害者の悲しみを利用し、被害者を加害者に組み込み、戦争の美化・推進機能をもつ軍事・宗教・政治施設であった。

そのような状況下で、キリスト教界も、当初は信教の自由を圧迫され迫害されるなど被害者であったが、やがて戦争に組み込まれ、積極的に加担、加害者になっていった。『教師の友』(昭和17年)、『興亜賛美歌』(昭和18年)、『興亜少年讚美歌』(昭和18年)等を参照。

戦後、国家神道は解体された(はずだ)が、戦争の反省も束の間、戦前回帰の動きが始まり、1966年(1964年東京オリンピックの2年後)、旧「紀元節」を「建国記念の日」と制定。この紀元節復古は、その後続く靖国神社法案提出、元号法制定、靖国公式参拝、君が代日の丸強制、特定秘密保護法、安保保障関連法(戦争法)、共謀罪制定、改憲(壊憲)の動きなどへの飛び板となった。平和を願う人々やキリスト教会・キリスト者は自らの戦前の罪の悔い改めと共に抗議の意味をこめ、「建国記念の日」ではなく、「信教の自由を守る日」として今日に至っている。

### ■信教の自由・政教分離・人権・平和、天皇制(教)

信教の自由は基礎的人権で、その他の諸々の人権や平和を守る防波堤である。信教の自由が侵され始めると、思想や表現、教育の自由なども侵され、やがて平和が破壊されていく。防波堤は微小な穴から壊れていく。信教の自由の保障のためには、政教分離(マルコ 12:17、ローマ 13:1~7)の原則の確立が不可欠である。政教分離とは、政治権力と宗教の分離(政治権力と特定の宗教との結合禁止)であって、教会や信仰者が政治的な事柄に関わってはならないという意味ではない。

伝道・教会形成・教会教育等も、その目的は「生の全ての領域」(個人的・社会的)における神の平和への招き・実現であり、私達の連盟は、十戒を通して「平和に関する信仰的宣言」(平和宣言)へも導かれている。ここでは、先ず、何ものをも神としてはならないことが強調される。何かの偶像(神格)化やその崇拝は惨劇をもたらす。戦前も神でない者(天皇)が神(現人神アハ

ヒトガミ)とされた時、信教の自由が奪われ、侵略戦争は拡大されて行った。平和は誰もが口にするが、問題はその内容だ。聖書の平和(マタイ 5:9)はロバの子に乗った主(マルコ 11:7)の武力によらない平和(イザヤ 24、マタイ 26:52)、包括的平和(申命記 10:17~19)である。その意味で、命、健康、人権、家族、人間関係、故郷、住居、仕事、学校などの全てを奪い破壊する危険性を内包した原発等もキリストの平和に反する。また信教の自由が奪われる時も、戦争や原発が推進される時も、偽証をはじめ、十戒違反がなされてきた。

近代天皇制は、その成立過程の一側面から見ても「天皇教」と言うべきものであり、キリスト教信仰とは相容れない。岩倉具視を団長とする米欧使節団(1871~73)は、米国におけるキリスト教の影響力を見て取り、①国の富強は「敬神の心」より生じ、そのために②聖書の普及と幼児からの聖書教育の徹底、③至る所に教会とキリストの絵図あり、という認識をもって帰国。その経験と認識を通して、宗教や教育を政治に利用することを思いついたようである。具体的には、キリスト教における神の代りに天皇、教会の代りに学校、キリストの絵図の代りに御真影、聖書の代りに大日本帝国憲法や教育勅語等が、考案、強化されて、国家神道がつくられていった。国家神道が、神道でありながら天皇崇拝を核とした一神教的性格を帯びているのは、不思議ではない。宗教を政治利用するために、キリスト教の構造のみを、便宜的・手段的に応用しながら、内容的には全く対立するものをつくっていった訳だから、当然、天皇教(制)と主告白とは両立するはずもなかった。

戦後の象徴天皇制は、現憲法を守る立場からは、消極的に認めざるを得ないか、或いは象徴天皇制に厳密に限定することが現実的かもしれない。が、生きた人間を象徴にすること自体、更に新たな宗教性の付与ではないか。素朴に考えても、何か生まれつきの「高貴」な人間がいるなどと言うのは、キリストの教えからは許されない。差別や家柄信仰、血統主義の根源ではないか。象徴天皇制は、戦後、天皇制が生き延びるために、或いは政治利用のために、いかようにも変装(変貌)できる曖昧さをもった、極めて巧妙な便法ではなかったか。そういう意味では、本質的には何ら変わっていないように思う。

## ■今後の危険な動きと課題

今年は「天皇代替わりの年」で、政府は皇位継承式典(約40近くの儀式等)を、前回1990年のものを基本的に踏襲し、前回より37億も多い約160億をかけ、特に10/22「即位の礼正殿の儀」を「国事行為」、11/14~15「大嘗祭」(これだけでも約27億、その内、大嘗宮設営費19億…儀式後は解体撤去される)を「公的な皇室

行事」として行う予定。前回の「即位の礼大嘗祭」の違憲訴訟で大阪高裁判決が指摘したように、これらへの「国の関与は憲法の政教分離規定と国民主権に違反する疑いが否定できない」。

大嘗祭は「秘儀」のため諸説あり、政府は新天皇が五穀豊穰と国家安寧を祈る儀式と説明するが、折口信夫の「新天皇は大嘗宮に敷かれた神座で衾にくるまり天照大神を迎え、神膳供進と共食儀礼を中心とする祭祀を行い、天皇霊を身に受ける事によって神になる」(『大嘗祭の本義』)という「真床襲衾マドコオブスマ」論が有名。

即位の礼は現「皇室典範」にも記されているとの理由で国事とすることに問題はないと説明される。が、即位の礼正殿の儀に使われる「高御座(タカミクラ)」に立つての即位宣言は、天孫降臨神話に基づいた天皇人格化の宗教儀式であり、新天皇が世界に君臨する「天子」であることを意味する服属儀礼である。政教分離違反であると同時に、国民主権違反ではないか。

既にこれらの動きの中で軍事費も増加し続けている。更に続くオリンピック、万博等のお祭り騒ぎの裏で、言葉巧みに憲法改悪が進められ、戦争への準備がなされて行く。

とりあえず私達にできることは、天皇代替わり関連の諸行事を無視し、参加しない、「祭日」や「元号」は使用しない等々。元号は日本の伝統文化等ではなく元々中国に起源をもち、為政者が、土地だけでなく時間(歴史)をも支配するという考えに基づくもの。私達は、私達はキリストの導く歴史を生きるという意味で、西暦(既に国際暦になっているが)を証しとしても使う。また、反対署名や反対声明発表、既に昨年12月に東京地裁へ提訴された「即位の礼・大嘗祭違憲訴訟」の原告追加参加やそれへの支援等がある。

楽観は許されない。30年前の代替わりの時に較べて、キリスト教会の力も減じているし、市民的な反対運動も低迷している。そうであればあるだけ、「教会は国家に対して常に目を注ぎ」、いよいよ「私達は礼拝を第一」(平和宣言)とし、十字架と復活の主を仰ぎ見つつ、「闇は光に勝たない」(ヨハネ 1:5)ことを信じ、信教の自由を守るために歩んでいきたい。



# 天皇代替わりにあたって

藤田 英彦 (東八幡キリスト教会協働牧師)

天皇代替わりの際、「皇嗣」(こうし) となるとされる秋篠宮が、天皇代替わりに伴う大嘗祭(だいじょうさい) について、「ある意味での宗教色の強いものであって、宮廷費で賄うのではなく、皇室の内廷費で賄うべきだ」と発言した(2018年11月30日)。一宗教法人の靖国神社を国家施設にしようとすることを目論んだ靖国神社法案廃案(1974年)後に、政府・自民党が強行採決した元号法(1979年)では、「元号は、皇位の継承があつた場合に限り改める(一世一元制)」となっているにもかかわらず、天皇の生前退位による代替わりを余儀なくされたことを苦々しく思う安倍自民政権は早速、「前回の代替わりに伴う式典は、現行憲法下において、十分な検討が行われたうえで挙行された」として、2019年11月に行われようとしている大嘗祭は、「皇室の宮廷費(国費)で出費することは、既に閣議決定済み」と語った。

これに対し、朝日新聞「耕論」(2018年12月4日)で、元文芸春秋編集長半藤一利は、「(秋篠宮は) 極めて真っ当なお話をされたと思います。…どちらの祭りも明治政府が国家統一、国民統合の手段として、皇室の行事を国民全体の行事にしたわけです。…したがって、天皇が代わられたとき初めて行う新嘗祭(にいなめさい)、つまり大嘗祭も、皇室の行事になったわけです。しかし、前回の即位の際に22億円もの国費を投じて大嘗祭を行ったのは、お金も掛け過ぎですし、…生前退位が天皇陛下から投げかけられた時点で政府やマスコミ、国民も、前例踏襲とまともに議論せず時間を空費した」と述べている。

第二次世界大戦末期、帝国日本は「国体護持」を唱えて連合国に抵抗し、敗戦直後に天皇の戦争責任や天皇退位などが問われた。しかし、占領軍最高指令官マッカーサーの天皇利用による占領基本政策によって「日本国憲法」(1946年)が成立した。その第1章は「天皇」で、第1条に「天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く」と、天皇は「象徴天皇」として戦後も存続することになった。これに伴い、皇位継承などに関する事項を定めた「皇室典範」(1947年)が、戦前の「皇室典範」(1889年)をもとに登場することになった。前回の天皇代替わりでは、戦後の皇室典範に規定されていない天皇代替わりの諸儀式を、「天皇の重要な伝統儀式」などとして旧皇室典範に基づいて

政府は強行しおり、それゆえ「大嘗祭」のみならず、「剣爾譲渡の儀」「朝見の儀」等々、それらはすべてが憲法違反であるといえる。

憲法学者奥平康弘は、「(日本国憲法には) 本来ならば、主権者たる国民の地位、その基本的な権利が第1章に出て来るものでなければならぬ。ところが、日本国憲法は、明治憲法とそのままの形態、即ち、第1章天皇から始まっている」と言う。また、「第1条は、二つの、それ自体、性質を異にする命題が合体している。…第1句に『天皇は、日本国の象徴であり、国民統合の象徴であつて』と定められて天皇の象徴的地位が語られ、続く第2句では『この地位は主権の存する日本国民の総意に基づく。』とあり、国民に主権が存す



ること、即ち『主権の変更』が潜った形で定められている。」という。さらにまた、「前文を別にして憲法本文に即してみれば、このさりげなく潜った形で謳われている第1条の第2句以外には、国民主権の原則を明示的に言及している

箇所はない。」という。憲法第2条は、「皇位は世襲のものであつて、国会の議決した『皇室典範』の定めるところによりこれを継承する」とされている。これに対し奥平は、「明治憲法時代『皇室典範』は、議会制定法(法律)を超越した、特別法であつたのである。…この皇室典範に基づいて登極令、皇室葬儀令、その他の枝葉が出されたが、それらのどれもが議会の関与しない『皇室令(皇室自主法)』として発せられ、…皇室に関し議会が関与しうる、殆ど唯一の事は『皇室経費』という財政事情であつたが、これさえも、明治憲法66条は議会の介入余地を最小限のものに押しとどめている」と述べている(「日本国憲法と「内なる天皇制」岩波新書編集局「昭和の終焉」)。

このような戦前の皇室典範をもとに、「皇室の重要な伝統儀式」として行われた前回の天皇代替わりの諸儀式は憲法違反であり、それを踏襲して行われようとしている今回の天皇代替わりの諸儀式も憲法違反であると言わなければならない。

# 天皇代替わりを迎えようとしている時に

小河 義伸（日本バプテスト仙台基督教会牧師）

■2019年5月1日に新天皇が即位することが決まり、日本国憲法のもとで二度目の天皇代替わりの時を迎えようとしています。30年前の天皇代替わりでは、代替わりの諸儀式そして天皇制そのものが、日本のキリスト教会にとって看過することができない信仰と教会形成の課題であるとして、日本のキリスト教会は、プロテスタントもカトリックもその課題に取り組みました。それは、1912年と1926年の天皇の代替わりの時、プロテスタント教会もカトリック教会も天皇を賛美する声明を出し、教会はイエス・キリストに属することより、天皇の支配する国家に属することを明らかにし、「イエスは主である」という信仰告白において誤りを犯し、それによって「皇国日本」のアジア侵略戦争に加担した歴史を悔い改める歩みをしたいと決意したからです。ちなみに日本バプテスト連盟は、1988年第42回年次総会で、「信教の自由・政教分離を主張すべきバプテストでありながら、かえって国家を神の国と同一視し、アジア侵略を神が祝福される領土拡張として単純に受け入れた」とする「戦争責任に関する信仰宣言」を採択しました。

前回の天皇代替わりでは、日本キリスト教協議会（NCC）が「NCC大嘗祭問題署名運動センター」を立ち上げ、「私たちは、大嘗祭を国の行事にし、国費を使用することに反対します」として、プロテスタント教会とカトリック教会が協力し、19万筆に及ぶ署名が集められ、政府に提出されました。また「大嘗祭抗議100時間断食」を全国のキリスト教会に呼びかけて、天皇代替わりの問題に対する抗議や反対の意思を表明しました。その記録は、「キリスト教と天皇制—1990年教会の闘いの記録」（1991年ヨルダン社刊）にまとめられています。そこで指摘されていた天皇代替わりの諸問題は、30年後のこんにちでも変わっていません。

■今回の天皇代替わりで、街中の関心事は「元号」についてではないでしょうか。最近、「これが平成最後の〇〇だ」ということを良く聞くようになりまし、新しい元号が何になるかの予想さえ出されているほどです。安倍政権は、日本会議などが要求す

るように、新天皇即位に合わせて新天皇が新しい元号を発布することを望んでいたようですが、コンピュータなどのシステム変更に時間がかかるなどの現実的な対応を優先し、安倍首相は、4月1日に新元号を発表することにしました。



元号は、古代中国に由来し、皇帝などの権力者が、人や領土だけでなく時間をも支配していることを表し、日本ではその影響を受け、7世紀の大化の改新の時から使われは始めたと言われて

います。元号は天皇の代替わりだけではなく、天変地異などが起きた時などにも変わっていましたが、明治になって制定された皇室典範では、天皇一代に一つの元号（一世一元）となりました。日本国憲法のもとで旧皇室典範は廃止されましたが、1979年6月に施行された「元号法」で、「元号は、皇位の継承があつた場合に限り改める」とされ、一世一元の制度が復活することになりました。

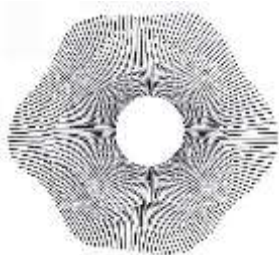
「元号法」の条文は、前項の他には、「元号は政令で定める。」とあるだけで、私たちが元号を使うことを強制されることはありませんが、しかし、国や地方自治体の文書には元号が使われているために、ほとんどの人が天皇在位によって時間を数える「元号」を無意識に受け入れていたり、半強制的に使わせられたりしているのではないかと思います。

ずいぶん前になりますが、娘の小学校卒業のことを思い出しています。小学校が卒業証書に卒業生の名前と生年月日を書くために、名前と生年月日を確認する手紙を担任からもらいました。そこで娘に誕生日を聞いたところ、西暦で答えました。生年月日は娘のアイデンティティに関わることだと思い、担任宛てに、卒業証書には西暦で生年月日を記入して欲しいと伝えました。後日担任から、何の理由も示されなくて、西暦で表記することはできないとの断りの返事があり、娘は元号表記の卒業証書を受け取

って小学校を卒業しました。断りの返事もらった後、父親として何の対応もしませんでしたので、今も娘に対して少し申し訳ない思いでいます。

■ところで、天皇在位を数える「元号」とは別に、初代天皇とされている神武天皇即位から年を数える「皇紀」があります。「元号」や「皇紀」など、天皇の即位や在位によって時間を数えることにおいても、日本のキリスト教会は誤りを犯していたことを覚えなければなりません。

1941年に東西バプテスマも参加して「日本基督教団」(以下「教団」)が結成されました。教団結成は、1940年10月に青山学院校庭で行われた「全国基督教信徒大会」で採択された、「吾等は全基督教会合同の完成を期す」という宣言に基づいて準備が進められました。この信徒大会は、「皇紀二千六百年奉祝」の名のもとに開催され、全国から2万人もの信徒が集まりました。その宣言は冒頭で、「神武天皇国を肇め給ひしより茲に二千六百年 皇統連綿として彌々光輝を宇内に放つ此栄えある歴史を懐うて吾等転た感激に堪へざるものあり 本日全国にある基督教信徒相会し虔しんで天皇陛下の万歳を寿ぎ奉る」と、「皇紀二千六百年」の祝意を第一として宣言しました。そのことによって教団は、イエスこそが主であるという信仰告白に生きることを第一とすることができず、戦争協力への歩みを加速することになりました。



天皇代替わりの時期を迎え、新しい「元号」もまた天皇即位の祝意の中で、天皇の名のもとに国民を支配する力として働かないとは言えません。また「元号」は「天皇をいただく日本の伝統」

だとして、在日外国人や外国籍を持つ滞日の人たちを排除する「排除の論理」となることも予想されます。日本社会で、多様な出自、多様なアイデンティティを持つ人たちが安心して生活できるためにも、教会はこの時期、「元号」問題にも関心を持たなければなりません。

■さて、今回の天皇代替わりについては、昨年3月

に、内閣官房長官を長とする「天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位に伴う式典準備委員会」が設置され、4月に「式典の挙行に係る基本方針」が閣議決定されました。それは次の2点で、一つは「各式典は、憲法の趣旨に沿い、かつ、皇室の伝統等を尊重したものとすること」、他は「平成の御代替わりに伴い行われた式典は、現行憲法下において十分な検討が行われた上で挙行されたものであることから、今回の各式典についても、基本的な考え方や内容は踏襲されるべきものであること」で、皇室の伝統を尊重すること及び前例を踏襲することで諸儀式の準備が進められています。しかしこの基本方針は、日本国憲法より皇室の伝統を尊重するという点において大きな問題があります。

皇居内には皇室の伝統とされる皇室神道の社として宮中三殿があります。それは、皇室の祖である天照大神を祀る「賢所」(かしこどころ)、歴代天皇を祀る「皇霊殿」(こうれいでん)、日本全国の神々を祀る「神殿」(しんでん)で、今でも皇族によって数々の祭祀が行われています。日本国憲法のもとにある天皇が、皇室神道という宗教行事に関わることは、政教分離違反ではないかと思われませんが、これらの宮中祭祀は、皇室の私的行事とされ、その費用は、皇室の私的経費とされる「内定費」から支出されているとのことです。

ここで毎年11月23日に「新嘗祭」(にいなめさい)が行われていますが、天皇代替わりの年に新天皇が初めて行う新嘗祭が「大嘗祭」(だいじょうさい)です。大嘗祭は、新天皇が歴代天皇の霊を受けて神になる神事だと言われています。政府はこの大嘗祭を前例にならい、皇室の伝統を重んじる国事行為とし、巨額の税金を支出して行おうとしています。ちなみに先の大嘗祭では、直接の経費だけでも22億円という膨大な臨時予算が組まれたそうです。この他にも前例にならえば、「即位の礼」をはじめ即位に関する諸儀式(詳しくは2018年9月17日発行「ヤスクニ通信 No10」の1頁「平成の即位の礼・大嘗祭諸儀式」一覧を参照)は、「賢所に期日報告の儀」から始まり、皇室神道と区別することができないほど密接しており、これらに政府が関わることは、憲法第20条や第89条が規定する政教分離違反であり、信教の自由を侵害すると言わざるを得ません。

このような憲法上の問題を孕んでいるため、先の実天皇代替わり後に、各地で即位の礼・大嘗祭をめぐ



る訴訟が起こされました。その裁判には、「大阪即位の礼・大嘗祭違憲訴訟」(1995年大阪高裁判決・確定)、「大分県知事主基斎田拔穂の儀参列違憲訴訟」(2002年最高裁判決)、鹿児島県大嘗祭違憲訴訟(2002年最高裁判決)、神奈川県即位の礼・大嘗祭違憲訴訟(2004年最高裁判決)、東京即位の礼・大嘗祭訴訟(2005年最高裁判決)などがあります。これらの判決で、特に1995年の大阪高裁判決では、国側は「(大嘗祭に用いるために収穫した米を献げる献穀祭は)農業振興が目的で、宗教活動とは言えない」という主張していましたが、その主張は退けられ、「農業振興などの目的のほか、献上される穀物に神聖さを付与するため、一貫して神道方式で儀式が行われ、全体として宗教的色彩が濃い」として、皇室関連行事への公金支出が憲法違憲にあたるとの判決がだされました。この判決は、今回の天皇代替わりの諸行事を考える上で大きな意義があると言えます。

昨年12月10日に、牧師、僧侶、大学教員、市民ら241人が国を相手に、今年の実皇の代替わりに伴って行われる「退位の礼」や「即位の礼」、「大嘗祭」に公金を使うのは、憲法が定める政教分離の原則に反するとして、損害賠償訴訟を東京地裁に起こしています。「即位・大嘗祭違憲訴訟」として、日本バプテスト連盟の信徒・牧師も原告として関わっていますので、支援していきたいと思



■2012年に自民党が発表した「日本国憲法改憲草案」は、前文のすべてが改められています。その冒頭は、「本国は、長い歴史と固有の文化を持ち、国民統合の象徴である天皇を戴いただく国家であって」で始まっています。また第1条は、「天皇は、日本国の元首であり、日本国及び日本国民統合の象徴であって…」と「日本国の元首であり」が付加されています。また憲法そのものの性格が、国民が国家権力の暴走を制限する立憲主義の性格が変えられ、「日本国民は、国旗及び国歌を尊重しなければならない。」(改憲草案第3条2項)のように、国家権力が国民を支配することができる性格の強い草案になっていま

す。「象徴天皇」の在り方も、天皇を元首とするなど、天皇の権威が強くなっており、国民主権が背後に退いていると言えます。このような改憲草案を持ち、改憲を最優先課題としている自民党・政府によって行われようとしている天皇代替わりですから、これから行われる代替わりの諸行事が、天皇を中心とした国家意識を国民が持つようにするために利用されるかもしれません。前述したように、「大嘗祭」は天皇が神になると言われる儀式です。私たちの主はイエス・キリストのみですので、キリスト教会も無関心であってはならないでしょう。

皇紀二千六百年を奉祝して結成された「日本基督教団」は、1944年8月に「決戦大勢宣言」を採択し、「本教団は茲に其の本来の使命(文部当局が発令した「戦時宗教教化活動強化方策要綱」)に鑑み、諸要綱の精神に呼應し、戦争一本の決戦態勢を整へ、全国諸教會一致結束して我が国民士気の昂揚と戦力の飛躍的増強とに努め、以て皇国の徹底的勝利の為に信徒の総力を奉獻せんことを期す」と宣言しました。また、信仰宣言でもある決戦大勢宣言の中心が「戦争一本の決戦態勢」とされていることについて、「宗教団体が戦争一本の態勢を執るということには多少異論もあるかも知れない。だが之は決して異論を挿むべき筋合いのものではない。吾々は飽くまで福音に立脚する宗教人であって吾々の思想行為の一切は福音から出ている筈である」として、「教会は大事である。だが国家はそれ以上に大事である」と解説し、イエス・キリストを主として礼拝する教会より、天皇の国を皇国臣民としての道を実践するよう呼びかけました。

このようなキリスト教会の歴史を悔い改めて歩んでいる私たちは、新たな天皇代替わりの時を迎えようとしている今、「天皇の代替わりにおいて、新しい天皇制国家がよそわれつつある状況の中で、主イエス・キリストのみが教会と世界の主であるという教会本来の告白に立ち、ふたたびあやまちをくりかえすことがないように。そしてそのことが、私たちの喜びと希望となり私たちの告白の課題であり続けるように」と言い表した「戦争責任に関する信仰宣言」(1988年8月26日 日本バプテスト連盟第42回年次総会)を、私たちの信仰と教会形成の課題として受けとめて歩みたいと思います。

(「宣研ニュースレター」No. 113に掲載したものを一部修正して掲載)

## 【新聞他 拾い読み】 特集:天皇代替わり

■「即位の礼・大嘗祭」違憲訴訟 牧師ら200人超が原告に  
天皇の「生前代替わり」を来年に控え、予定されている「即位の礼・大嘗祭」などの一連の行事が、憲法が定める「政教分離の原則」に反するとして、牧師、僧侶、大学教員、市民ら241人が国を相手に、支出の差し止めと1人1万円の損害賠償を求め、12月10日、東京地裁に提訴した。昭和から平成に代替わりした30年前にも同様の訴訟が起きているが、今回は生前の代替わりであることから、来年4月30日には「退位の礼」なども予定されており、原告側は「これについても違憲性を追求していく」としている。10日に都内で行われた会見には、一般原告の1人として日本基督教団牧師の堀江有里氏=写真右=も出席。堀江氏は、30年前の代替わりの時にも宗教行事に反対し、抗議行動などにも参加してきたという。会見で堀江氏は、「1人のキリスト教の牧師として、税金を使って宗教儀式を行うこと、納税者全員が巻き込まれていくこと、それに反対することもできないような状況に憂いを持つ」とコメントした。(キリスト新聞 181210)

### ■即位関連 166 億円 設営費削っても人件費高騰

政府は21日、来年の新天皇即位に伴う一連の行事・儀式の費用として、計144億円を盛り込んだ2019年度予算案を閣議決定した。18年度予算に計上された即位関連費や20年度予算などに盛り込む費用を含め総額百166億円となる見込み。平成の即位関連費(1990年度)と比べて約三割増えた。一連の儀式の招待客や祝宴の回数を減らすなど節約に努めた。ただ前回に比べ人件費や資材費が高騰しており増額になった。来年10月22日に行われる即位の礼の中心儀式「即位礼正殿の儀」などの内閣府計上分は、18年度予算などを含め36億円。…21日に閣議決定した2019年度予算案の宮内庁関係分で、新天皇が国の平安や五穀豊穡を祈る「大嘗祭」に充てる経費は後年度負担分を含めて27億1900万円と、平成の大嘗祭に比べて4億7千万円増加する。うち19年度は18億6600万円を計上。宮内庁は大嘗祭を執り行う「大嘗宮」の設営を中心に経費削減を試みたが、人件費や資材費の上昇が壁となった。大嘗祭は来年11月14～



15日、皇居・東御苑に設ける「大嘗宮」で行う「大嘗宮の儀」が中心儀式。…宮内庁の西村泰彦次長によると、大嘗祭について具体的な検討に入ったのは昨年6月、天皇陛下の退位を実現する皇室典範特例法の成立後だったという。宮内庁は大嘗祭を天皇代替わりに伴う極めて重要な皇室行事と位置付け、伝統を守ることを優先。経費の節約には限界があった。(東京 181221)

### ■自民などの保守派「新元号は新天皇が公布を」

来年5月1日の改元をめぐり、自民党などの保守派が「新元号を定める政令は即位後の新天皇が署名、公布すべきだ」と主張している。「昭和」まで天皇が元号を決めてきた「伝統」に反するとの理由による。

政府は、来年4月に新元号を事前に閣議決定したうえで公表するシナリオを描く。その場合、今の天皇陛下が新元号を定める政令に署名、公布される。陛下が1989年1月7日に元号を「平成」とする政令を公布されたのも即位後だ。今回の代替わりでは、保守派の論客として知られる衛藤晟一首相補佐官らが、5月1日に新天皇による署名と公布が望ましいと杉田和博官房副長官らに訴え続けてきた。日本の元号は「大化」から「平成」まで247を数える。新元号が代替わりに先駆けて公表された例はないとされる。保守派は天皇一代に元号一つを定める「一世一元」制を踏まえ、「新元号は新天皇が署名、公布するのが筋だ」との立場を崩していない。(読売 181227)

### ■若者は「西暦」派、年代差浮き彫りに

天皇陛下の譲位を前に、産経新聞が実施した元号や皇室に関するアンケート。全体では日常生活で主に元号を使う人が多かったが、年代別に見ると若年層で結果が逆転し、西暦を使うと答えた人の割合が上回った。皇室との距離感についても、年代が上がるほど「身近になった」とする人が増え、年代間の意識の違いが浮き彫りになった。アンケート結果によると、日常生活でよく使うのは「元号」と答えた人が、70代以上では6割以上を占めたのに対し、「西暦」は2割弱。60代では7割近くが「元号」だった。一方、30代では「元号」が5割弱で「西暦」をやや下回った。20代以下では「元号」が約4割で「西暦」が6割近くに。「昭和以前の元号を使っても、生まれる前のことでびんとこない」(大津市、25歳の女性会社員)などの声が目立った。ただ、「西暦」をよく使うと答えた若者も、必ずしも元号が必要ないと考えているわけではない。大阪市

西区の会社員の女性（38）は「西暦の方が年数を計算しやすい」としつつ、「元号はあってもいい」。京都市右京区的美容師の男性（25）は「西暦を使うことが多いが、生まれた年を話すときは元号を使う」としている。（産経 WEST181230）

### ■象徴天皇制 国民が議論し考えるとき

…各地の慰問や戦死者の慰霊などは、憲法に規定された国事行為ではなく「公的行為」だ。訪問先などは陛下の意向がある程度反映されているという。…公的行為は、陛下と、活動を支えてこられた皇后さま2人によって立ち、国民に支持されてきた。

#### <政治利用の可能性>

ただし、公的行為には制御する仕組みが乏しい。そこに天皇を利用する政治の思惑が入り込みかねない。天皇に対する国民の支持が高まるほど危険性は大きくなる。13年4月28日の「主権回復の日」式典。日本が独立した日であると同時に、本土復帰まで米軍施政下に置かれた沖縄には「屈辱の日」でもある。陛下は意向に反して出席を官邸に迫られ、安倍晋三首相や国会議員らに「天皇陛下、万歳」の唱和で見送られた。沖縄県は米軍普天間飛行場の辺野古移転を巡り、政府との対立が続いている。負担を押しつける構造は変わらないのに、陛下の訪問は住民不満を和らげるという側面を併せ持つ。

退位に関する一連の儀式では、宗教的な色彩が強い大嘗祭に対して、政府は前例を踏襲して国費を支出することを決めている。憲法の政教分離規定に違反する懸念がある問題だ。それなのに政府の準備委員会は憲

法議論の深入りを避け3回で決着した。国会は退位の法整備を「静かな環境で」という掛け声の下、オープンな議論を避けた。衆参両院の正副議長が各党から意見を聴取し、調整するという方法を取っている。事前に与野党が合意したため、国民が聴ける委員会審議は衆参とも1日だった。

#### <論戦をタブー視>

象徴天皇制が生まれて70年余。共同通信社が昨年4月に実施した世論調査だと、象徴天皇制の維持を望む人が89%を占めた。象徴天皇制の定着とともに、天皇制のあり方に対する議論がタブー視されていないか。時代とともに象徴のあり方は変わっていく。公的行為のあり方だけでなく、女性・女系天皇や女性宮家創設など将来に向けて考えなければならぬ問題は多い。天皇は「日本国民の総意に基づく」存在である。わたしたちが象徴天皇に向き合い、議論を交わさなければ、象徴天皇制の将来像は描けない。（信濃毎日 190103 社説）

### ■安倍首相、新元号は「4月1日公表」と正式発表

安倍晋三首相は4日、三重県伊勢市で年頭の記者会見を行い、天皇陛下の譲位と皇太子さまの新天皇即位に伴い5月1日に改める新元号について「国民生活への影響を最小限に抑える観点から、先立って4月1日に発表する」と表明した。4月1日に改元政令を閣議決定して今の天皇陛下が公布され、新天皇即位と同時に改元する。皇位継承前の新元号の公表は憲政史上初めてとなる。（産経 190104）

#### 【即位大嘗祭違憲訴訟 第二次原告募集中】第2次締め切りは、2019年2月28日（木）

呼びかけ文から⇒「私たちは、一連の儀式が、憲法の「政教分離原則」「主権在民原則」からみて、多くの問題をはらんでおり、これに対する税金の支出は明らかに違憲の行為であると考え、国を相手どり、一連の儀式に対する税金の支出に対する差し止め請求と、損害賠償を求める訴訟を、昨年12月10日、241人の原告をもって東京地裁にたいしておこしました。私たちは、さらに全国の皆さんに、ぜひこの裁判に、原告として、あるいは支援者として加わって下さるよう、呼びかけます。第2次原告を募集します。詳しくは「即位大嘗祭違憲訴訟」サイト <http://sokudai.zhizhi.net/> を！

#### 【「即位の礼」「大嘗祭」に反対する日本バプテスト連盟理事会声明（1989年11月8日）から】

過去の歴史において、天皇が神となり、天皇の名によって信教の自由をはじめとする人権が蹂躪され、侵略戦争が引き起こされたことを私たちは、忘れることはできません。

来年秋、諷習が明け「悠紀田・主基田」の稲刈りを待って「即位の礼」「大嘗祭」が行われようとしています。

「即位の礼」は、天皇が天皇の位に着いたことを正式に天下内外に向けて広く宣言する国家的儀式とされていますが、その本質は天皇が自ら高所に立ち、全世界を見下ろしながら自らの優位性を「臣民」並びにアジアを始めとした世界に宣布することにほかなりません。…「大嘗祭」は、天皇を神とし同時に祭司王とする神道儀式であります。…「大嘗祭」を挙行しようとする一連の動きは、明らかに天皇を「現人神（あらひとがみ）」として国民に印象付けようとするものであり、これに政府が関与することは明白な憲法第20条の政教分離違反です。…天地の創造主である神を信じ、イエス・キリストを主と告白する私たちは、此の世のものを神とするいかなる試みにも反対します。

「ヤスクニ通信」発行責任：日本バプテスト連盟 靖国神社問題特別委員会 委員長 小河 義伸

〒336-0017 埼玉県さいたま市南区南浦和1-2-4 TEL 048-883-1091 FAX 048-883-1092